

東京都板橋区ボランティア保険取扱要綱

昭和60年5月30日
区長決定

(目的)

第1条 この要綱は、板橋区におけるボランティア団体の活動の振興に寄与するため、ボランティア保険の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ボランティア団体 主として板橋区民により自主的に構成され、知識、技能又は労働力等を板橋区民に提供し、報酬(実費弁償又はこれに準ずるものを除く。)を得ないで公益性のある直接的活動を行う団体又はグループ(政治、宗教又は営利を目的とするものを除く。)で区長が認定したものをいう。
- (2) ボランティア活動 前号のボランティア団体が行う第3条各号に掲げる活動をいう。
- (3) 指導者 ボランティア活動の計画立案及び運営上の指導的かつ責任的地位にある者又はこれに準ずる者で区長が認定したものをいう。
- (4) ボランティア保険 ボランティア活動中発生した事故で次に掲げる事由により発生したボランティア団体又は指導者の被る損害をてん補する保険をいう。
ア 指導者の過失により、ボランティア活動の参加者又は第三者が死亡若しくは負傷し、又は財物を滅失、き損若しくは汚損したことによりボランティア団体又は指導者が損害賠償責任を負うこととなるもの。
イ 指導者の過失又はその責に帰さない偶然の事故により指導者自身が死亡し、又は負傷したものを。

(ボランティア活動の範囲)

第3条 ボランティア活動の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 青少年の健全育成活動
- (2) 青少年等のスポーツ育成活動
- (3) 障がい者等の援助活動
- (4) 高齢者の援助活動
- (5) 地域における生活環境の向上等住みよいまちづくりのための活動
- (6) 前各号のほか、区長が特に必要と認める活動

(保険契約の締結)

第4条 区は、ボランティア団体又は指導者を被保険者として、ボランティア保険契約を損害保険会社(以下「保険会社」という。)と締結する。

2 前項のボランティア保険の保険料は、板橋区が負担する。

(ボランティア団体等の認定)

第5条 区長は、被保険者としてボランティア団体又は指導者を認定しようとするときは、ボランティア活動の内容及び実績等を考慮して行うものとする。

(被保険者認定等の申請)

第6条 ボランティア保険に新たに参加しようとするボランティア団体の代表者は、あらかじめボランティア保険被保険者認定・保険加入申請書(別記第1号様式)を所定の期日までに区長に提出しなければならない。

2 ボランティア保険に参加しているボランティア団体が、参加している保険期間に続く保険期間において継続して参加しようとするとき、ボランティア団体の代表者は、あらかじめボランティア保険加入申請書(継続)(別記第1号の2様式)を所定の期日までに区長に提出しなければならない。

(被保険者認定等の通知)

第7条 区長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、その結果、被保険者と認定し、ボランティア保険の加入を承認したときは、ボランティア保険被保険者認定・保険加入承認書(別記第2号様式)により当該申請者に通知する。

2 区長は、前条第2項の申請があったときは、その内容を審査し、その結果、ボランティア保険の加入を承認したときは、ボランティア保険加入承認書(別記第2号の2様式)により当該申請者に通知する。

(保険期間)

第8条 ボランティア保険の保険期間は、毎年4月1日午後4時に始まり翌年4月1日午後4時に終わる1年間とする。

(保険対象事故)

第9条 ボランティア保険の対象となる事故は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 損害賠償責任事故

指導者がボランティア活動中の管理監督、指導、誘導等の過失により、参加者若しくは第三者の生命、身体又は財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負うこととなる事故

(2) 傷害事故

指導者のボランティア活動中における指導者の過失又はその責に帰さない偶然的事故による死亡又は負傷事故

(保険金の限度額)

第10条 前条に規定する事故で保険会社のボランティア団体又は指導者に対して給付する保険金の限度額は、別表に掲げるとおりとする。ただし、損害賠償責任事故の場合の免責額は、1000円とする。

(事故報告)

第11条 ボランティア団体の代表者は、ボランティア活動中に第9条に規定する事故が発生したときは、直ちに区長に連絡するとともに、速やかに、事故発生報告書(別記第3号様式)を区長を経由して保険会社に提出するものとする。

(保険金請求手続)

第12条 第9条第1号に規定する損害賠償責任事故に係る保険金は、被保険者と被害者との間で示談、和解又は訴訟等の法律上の問題がすべて解決した後、被保険者において保険会社にこれを請求し、受領するものとする。

2 第9条第2号に規定する傷害事故に係る保険金は、被保険者又はその相続人において前項に準じて処理するものとする。

(所管部局)

第13条 第6条に規定する申請書の受付及び当該申請書の内容審査、第7条に規定する承認書の通知及び第11条に規定する事故報告書経由事務等は、当該ボランティア団体と関係ある部課において処理するものとする。

(雑 則)

第14条 ボランティア保険の取扱いについては、この要綱に定めるもののほか、この要綱に基づき契約するボランティア保険契約特約書、賠償責任保険普通約款、傷害保険普通約款その他の特別約款の規定によるものとする。

2 前項のほか、ボランティア保険の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、昭和60年7月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、昭和61年7月1日から実施する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成20年1月25日から実施する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和3年4月1日から実施する。

別表（第10条関係）保険金限度額

	事故の種別	保険金限度額
損害賠償責任事故	(1) 身体賠償	1人につき 5000万円 1事故につき 1億円
	(2) 財物賠償	1事故につき 500万円
	(3) 受託者賠償	1事故につき 300万円
傷害事故	(1) 死亡保険金 (事故発生の日から180日以内にその事故による傷害が原因で死亡したとき。)	1人 200万円
	(2) 後遺障害保険金 (事故発生の日から180日以内にその事故による傷害が原因で後遺障害が生じたとき。)	1人 6万円から 200万円の範囲
	(3) 入院保険金 (事故発生の日から180日までの入院を限度とする。)	1人 日額 3千円
	(4) 通院保険金 (事故発生の日から180日までの通院に対し通院日数90日を限度とする。)	1人 日額 2千円

ボランティア保険 被保険者認定 申請書（新規）
 保 険 加 入

年 月 日

（あて先）

東京都板橋区長

所 在 地

ボランティア団体の名称

申請者

代表者又は責任者名

電 話 番 号

下記のとおり、当団体について、ボランティア保険の被保険者認定及び保険加入を申請します。

記

1 運営にたずさわる構成員

番号	役職名	氏 名	住 所	電 話
1				()
2				()
3				()
4				()
5				()
6				()
7				()
8				()
9				()
10				()

2 ボランティア団体の活動目的 該当するものに 印をつけてください。

- (1) 青少年の健全育成活動
- (2) 青少年等のスポーツ育成活動
- (3) 障がい者等の援助活動
- (4) 高齢者の援助活動
- (5) 地域における生活環境の向上等住みよいまちづくりのための活動
- (6) 前各号のほか、区長が特に必要と認める活動

()

受	課		
付	年	月	日

第1号の2様式(第6条第2項関係)

ボランティア保険 被保険者認定 申請書(継続)
 保 険 加 入

年 月 日

(あて先)

東京都板橋区長

所 在 地

ボランティア団体の名称

申請者

代表者又は責任者名

電 話 番 号

下記のとおり、当団体について、ボランティア保険の被保険者認定及び保険加入を申請します。

記

1 ボランティア団体の活動目的及び前年度活動実績

該当するものに 印をつけてください。

(1) 青少年の健全育成活動

ア 青少年教育活動・社会環境浄化活動

イ ジュニアリーダー育成活動

ウ 児童・生徒の健全育成活動

エ その他()

(2) 青少年等のスポーツ育成活動

種目()

(3) 障がい者等の援助活動

(4) 高齢者の援助活動

(5) 地域における生活環境の向上等住みよいまちづくりのための活動

ア 防災活動 イ 防犯活動 ウ 防火活動 エ 交通安全活動 オ 避難訓練

カ 広報活動 キ 地区活動 ク その他()

(6) 前各号のほか、区長が特に必要と認める活動

()

2 ボランティア団体の構成

会員数 _____ 人 うち役員数(指導者数) _____ 人

第2号様式（第7条関係）

ボランティア保険 被保険者認定
保険加入 承認書（新規）

年 月 日

所在地

ボランティア団体の名称

代表者又は責任者名

様

東京都板橋区長

下記のとおり、ボランティア保険の被保険者として認定し、保険加入を承認します。

記

1 運営にたずさわる構成員

番号	役職名	氏名	住所	電話
1				()
2				()
3				()
4				()
5				()
6				()
7				()
8				()
9				()
10				()

2 保険期間

年 月 日午後4時から 年 月 日午後4時まで

事故報告及び問合せ：板橋区

Tel : 

ボランティア保険 被保険者認定 承認書(継続)
保 険 加 入

年 月 日

所 在 地

ボランティア団体の名称

代表者又は責任者名

様

東京都板橋区長

記

ボランティア保険の被保険者として認定し、保険加入を承認します。

保険期間

年 月 日午後4時から 年 月 日午後4時まで

事故報告及び問合せ：板橋区

Tel :

受付	課
	No .
	年 月 日

事 故 報 告 書

保険会社 殿

保険の種類	1. 賠償責任保険		2. 傷害保険	
事故発生日時	年	月	日	時 分
ボランティア団体 代表者又は責任者	団体名称			
	氏 名			
	住 所	()		
指導者 (加害者又は受傷者)	氏 名	(歳) 男・女		
	住 所	()		
被害者 (未成年の場合は 保護者氏名も記入)	氏 名	(歳) 男・女		
	住 所	()		
	職業又は学年		保護者氏名	
事故発生場所	所在地			
	施設の名称			
身体傷害の状況	傷害の程度	死亡・後遺障害(級見込)・入院(日見込)・通院(日見込)		
	傷害の部位			
	傷害の症状	骨折・脱臼・捻挫・腱断裂・切断・創傷・破裂・打撲・挫傷・火傷・その他()		
	治療病院	医院名		
住 所		()		
財物損害の状況	所有者	氏 名	(歳) 男・女	
		住 所	()	
	財物の名称		見込損害	千円

事故の発生状況	
その他特記事項・被害者の反応等	

上記のとおり事故が発生しましたので報告いたします。

(注意事項) 1. 障害事故の場合は被害者・財物損壊の状況は記入不要です。

2. 事故発生場所の付近見取図、事故発生状況等が説明できる資料を添付してください。

3. 指定事項の内容は、できるだけ詳細に記入してください。

4. ボランティア活動の企画・立案・実施の内容及び指導者の氏名がわかる資料を添付してください。

団体代表者
又は責任者

住所 _____

氏名 _____

電話 () _____